

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の  
施行に関する重要事項について（答申）

「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」

平成23年6月

京都市路上喫煙等対策審議会

京都市路上喫煙等対策審議会においては、平成21年11月2日付け文市地第68号の諮問を受け、条例の施行に関する重要事項として、新たな路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の指定について、審議を行ってきた。

平成22年4月6日には、当初に禁止区域に指定した市内中心部10路線における課題解決を図るため、「河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた区域」に禁止区域を拡大することについて、答申を行い、市内中心部における禁止区域の明確化を図ったところである。

さらには、前回答申における継続課題であった、高い広報効果が期待できる区域の指定について、今日まで引き続き、審議を行った結果、下記のとおり、答申を行うものである。

## 記

本審議会は、高い広報効果が期待できる区域として、「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域（別添の地図参照）を禁止区域に指定することを適当と判断する。

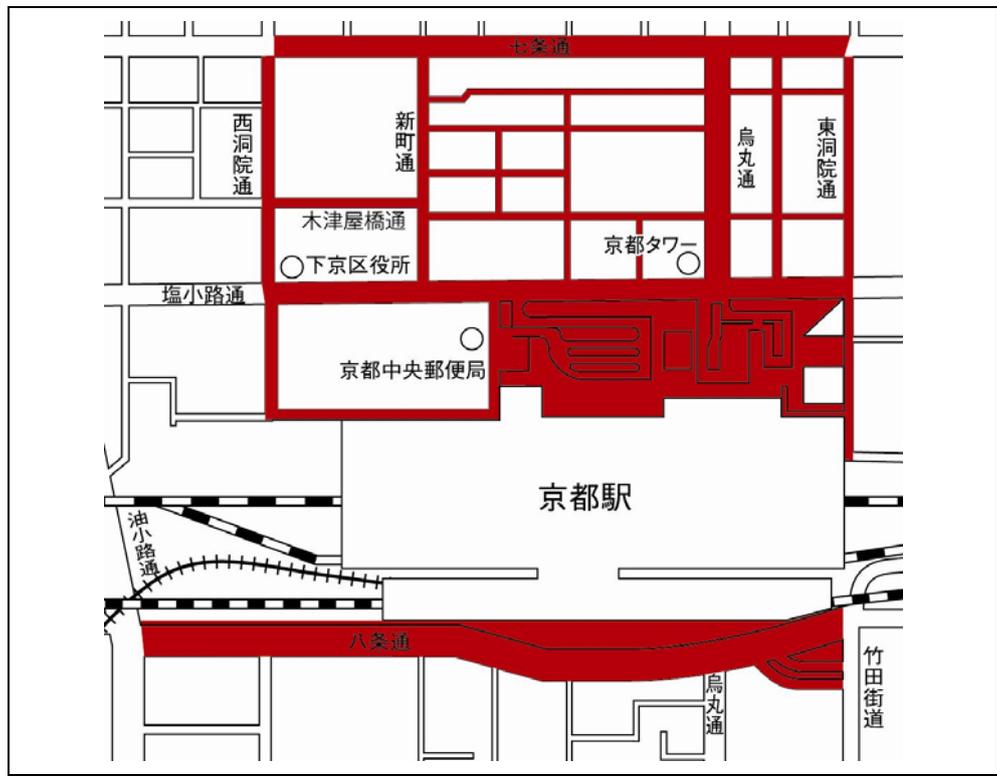
まず、「京都駅周辺」地域は、京都駅が「国際観光都市・京都」の玄関口であり、市内観光地への出発点であるとともに、京都駅を中心に大型小売店舗が立地するなど多くの人が集まり、特に観光旅行者等に対し、本市の取組を周知するのに最適の地域である。

次に、「清水・祇園周辺」地域は、市街地にあつて、京都らしい町並み、歴史的資産、自然景観があふれる京都を象徴する観光地であり、長年、最も多くの観光旅行者が訪れ、外国人にも人気があることから、国内外への高いPR効果が期待される地域である。

この「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域の指定を契機として、多くの市民及び観光旅行者等が「路上喫煙はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

なお、禁止区域の指定に当たっては、市民はもとより観光旅行者等に対して、きめ細かな啓発を行う必要があるため、十分な周知期間を設けるべきである。

○京都駅周辺地域



○清水・祇園周辺地域

